

◎ 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）三段表

| 法 律 | 政 令 | 省 令 及 び 通 知 |
|---|---|---|
| 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条） 第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付（第四条） 第一節 生産者補給交付金等の交付（第五条） 第二節 集送乳調整金の交付（第六条） 第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第七条） 第五章 雑則（第二十七条～第三十条） 第六章 罰則（第三十一条～第三十四条） 附則 | 第一章 総則 第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第二条） 第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付（第三条） 第一節 生産者補給交付金等の交付（第四条） 第二節 集送乳調整金の交付（第五条） 第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第六条） 第五章 雑則（第七条～第二十六条） 第六章 罰則（第三十一条～第三十四条） 附則 | 第一章 総則 第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第二条） 第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付（第三条） 第一節 生産者補給交付金等の交付（第四条） 第二節 集送乳調整金の交付（第五条） 第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置（第六条） 第五章 雑則（第七条～第二十六条） 第六章 罚則（第三十一条～第三十四条） 附則 |
| (目的) 第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは生産者補給交付金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 | (目的) 第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは生産者補給交付金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 | (目的) 第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは生産者補給交付金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。 |
| (定義) 第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。 | (定義) 第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。 | (定義) 第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。 |
| (肉用牛の月齢) 第一条 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める月齢は、満十二月とする。 | (肉用牛の月齢) 第一条 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める月齢は、満十二月とする。 | (肉用牛の月齢) 第一条 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める月齢は、満十二月とする。 |
| (法第二条第二項の政令で定める乳製品) (法第二条第二項の政令で定める乳製品である脱脂乳についての取引の方法) | (法第二条第二項の政令で定める乳製品) (法第二条第二項の政令で定める乳製品である脱脂乳についての取引の方法) | (法第二条第二項の政令で定める乳製品) (法第二条第二項の政令で定める乳製品である脱脂乳についての取引の方法) |

2 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品

、その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

3 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳であつて同条第三項の農林水産省令で定める規格に適合しないもの並びにクリーム、ナチュラルチーズ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、全脂無糖れん乳（缶に密封されたもの）、滅菌されたものに限る。）、全粉乳、加糖粉乳及び脱脂乳（子牛の飼養の用に供されるものとして農林水産省令で定める方法により取引されるものに限る。）とする。

（法第二条第三項の政令で定めるれん乳）

第三条 法第二条第三項の政令で定めるれん乳は、全脂加糖れん乳及び脱脂加糖れん乳とする。

| 項目 | 色沢及び組織 | 風味 | 比重 | アルコール | 試験 乳脂肪分 酸度 |
|----|---|---|-----------------------------|---------------|------------------|
| 基準 | 牛乳特有の乳白色から淡クリーム色までの色を呈し、均等な乳状で適度な粘度を有し、凝固物及びじんあいその他の異物を含まないもの | 新鮮良好な風味と特有の香気を有し、飼料臭、牛舎臭、酸臭その他の異臭又は酸味、苦味、金属味その他の異味を有しないもの | 温度一五度において一・〇二一八以上の反応を呈しないもの | 二・八パーセント以上のもの | 二・八パーセント以上のもの |

（加工原料乳の規格）

第二条 指定乳製品その他の法第二条第二項の政令で定める乳製品の原料である生乳についての同項の農林水産省令で定める規格は、次のとおりとする。

第一条 畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号。以下「令」という。）第二条の農林水産省令で定める方法は、乳業者（畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第四項第一号イに規定する乳業者をいう。以下同じ。）が対象事業者にその行う対象事業に伴い締結する契約に基づき譲渡する方とする。

| 項目 | 色沢及び組織 | 風味 | 比重 | アルコール | 試験 乳脂肪分 酸度 |
|----|---|---|-----------------------------|---------------|------------------|
| 基準 | 牛乳特有の乳白色から淡クリーム色までの色を呈し、均等な乳状で適度な粘度を有し、凝固物及びじんあいその他の異物を含まないもの | 新鮮良好な風味と特有の香気を有し、飼料臭、牛舎臭、酸臭その他の異臭又は酸味、苦味、金属味その他の異味を有しないもの | 温度一五度において一・〇二一八以上の反応を呈しないもの | 二・八パーセント以上のもの | 二・八パーセント以上のもの |

（指定乳製品の規格）

第三条 乳製品についての法第二条第三項の農林水産省令で定める規格は、乳製品の種類ごとに、次のとおり

とする。
バター

| 事項 | 外観 | 組織 | 風味 | 食塩 | 乳脂肪分 | 溶解性 | 風味 | 外観 | 事項 | 基準 | 事項 |
|------------------|----------------------------|--|---------------|----------------|--|---|-------------------|-----|----|-----|----|
| | | | | | | | | | | | 外観 |
| 一 バター | | | | | | | | | | | |
| 二 脱脂粉乳 | | | | | | | | | | | |
| 三 全脂加糖 れん乳 | 保存性 | 外観 | 事項 | 基準 | 溶解性 | 風味 | 外観 | 事項 | 基準 | 保存性 | 外観 |
| て著しい変質を示さないもの | 酸味、変質脂肪臭その他の異臭味をほとんど有しないもの | 色沢及び粘度に著しい欠陥がなく、脂肪の分離、乳糖結晶の沈でん及び異物の混入が多くないもの | 五・〇パーセント以下のもの | 九五・〇パーセント以上のもの | 温湯(温度約50度のもの)による溶解性に著しい欠陥がなく、溶解の際の浮遊物、沈でん物又は異物の混入が多くないもの | 酸味、塩味、変質臭、焦げ臭その他の異臭味をほとんど有しないものの混入が多いもの | 色沢及び粉粒に著しい欠陥がないもの | 溶解性 | 風味 | 外観 | 事項 |

この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

一次に掲げる販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）

イ 生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。）及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十条第三項及び第十二条第一項において同じ。）が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ全国の区域を地区とする農業協同組合連合会对するこれらの委託を含む。以下同じ。）

ロ 生乳買取販売（買い取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳業者に対する乳

| 事項 | 外観 | 風味 | 保存性 | 乳固形分 | 水分 |
|------------------|----------------|--------------------------|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 四 脱脂加糖 れん乳 | 基準 | 酸味、変質臭その他の異臭味をほとんど有しないもの | 温度四十度で一週間の保存試験において著しい変質を示さないもの | 二八・〇パーセント以上のものの | 二七・〇パーセント以下のものの |
| 糖分 | 五八・〇パーセント以下のもの | 糖結晶の沈でん及び異物の混入が多くないもの | 温度四十度で一週間の保存試験において著しい変質を示さないもの | 二九・〇パーセント以上のものの | 八・〇パーセント以上のものの |
| 水分 | 五八・〇パーセント以下のもの | 色沢及び粘度に著しい欠陥がなく、乳 | 温度四十度で一週間の保存試験において著しい変質を示さないもの | 二五・〇パーセント以上のものの | 二九・〇パーセント以下のものの |
| 乳固形分 | 五八・〇パーセント以下のもの | 糖結晶の沈でん及び異物の混入が多くないもの | 温度四十度で一週間の保存試験において著しい変質を示さないもの | 二九・〇パーセント以下のもの | 二九・〇パーセント以上のものの |

二 製品の販売をいう。以下同じ。)

二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）

三 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下この条及び第三十一条において「交付金」という。）を交付することができる。

第一次のいずれにも該当する積立金（次項及び第三項において「積立金」という。）の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。
ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

（積立金の基準）

第四条 法第三条第一項第一号ハの農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第三条第二項の規定により算出された交付金の額の四分の一に相当する額をもつて、同条第一項第一号ロに規定する支払の額とするものであること。
- 二 積立金（法第三条第一項第一号に規定する積立金をいう。次号において同じ。）の額が、同号ロに規定する支払に要する費用の予想額に照らし、十分なものであると認められるものであること。
- 三 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」と

二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

いう。) 又は積立金を適切に管理することができると認められるものとして農林水産大臣が指定する者に対し、法第三条第一項第一号に規定する負担金が農林水産大臣が定める期限までに支出されているものであること。

(生産者の基準)

第五条 法第三条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
一 肉用牛又は肉豚を販売する目的で、肉用牛又は肉豚の肥育を業として行うものであること。
二 肉用牛の生産者につては、災害その他の機構の業務方法書で定める場合を除き、農林水産大臣が定める月齢に達するまで肉用牛を肥育し、及び販売するものであること。

三 会社につては、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超えるか
つ、常時使用する従業員の数が三百人を超えるもの（農林水産大臣が定める要件に該当するものを除く。）

ロ その総株主又は総出資者の議決権（株式会社につては、株主総会において決議をすることがで
きる事項の全部につき議決権行使することがで
きない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項
の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。ハにおいて同じ。）
の二分の一以上が同一のイに掲げる会社の所有に
属しているもの

ハ その総株主又は総出資者の議決権の三分の二以上がイに掲げる会社の所有に属しているもの
次のいずれにも該当しないものであること。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下このイ及び第十四

交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

- 条において「暴力団員等」という。又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
口法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
ハその他農林大臣が定める要件に該当する者

（交付金の額の算出の単位となる期間）

第六条 肉用牛についての法第三条第二項の農林水産省令で定める期間は、毎月の初日から末日までとする。
2 肉豚についての法第三条第二項の農林水産省令で定める期間は、毎年の次に掲げる期間とする。

- 一 四月一日から六月三十日まで
二 七月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回った場合にあつては、四月一日）から九月三十日まで
三 十月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回った場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）から十二月三十一日まで
四 翌年の一月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回った場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）から三月三十一日まで

（交付金の額の算出に用いる割合）
第七条 法第三条第二項の農林水産省令で定める割合は百分の九十とする。

（機構による確認）

第八条 法第三条第二項に規定する確認は、交付金の交付を受けようとする肉用牛又は肉豚の生産者に対し、当該生産者が当該肉用牛又は肉豚を第六条に規定する期間内に販売したことの証する書類を提出させることにより行うほか、必要に応じて実地調査その他の手段

により行うものとする。

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

(標準的販売価格の算出)

第九条 肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一 第六条第一項に規定する期間内に行われた肉用牛の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉用牛の枝肉をいう。）の売買に係る総取引高

二 前号に規定する売買に係る取引数量

三 肉用牛の一頭当たりの生産に伴い副次的に得られる物品の販売価格に相当する額

2

肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一 第六条第二項に規定する期間内に行われた肉豚の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉豚の枝肉をいい、品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の売買に係る総取引高

二 前号に規定する売買に係る取引数量

三 肉豚の一頭当たりの生産に伴い副次的に得られる物品の販売価格に相当する額

(標準的生産費の算出)

第十条 肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

（生産者補給交付金等の交付）

第四条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）を交付することができる。

一 第一号対象事業 生産者補給交付金
二 第二号対象事業 生産者補給金
三 第三号対象事業 生産者補給金

第一節 生産者補給交付金等の交付

第二章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

（業務方法書との関係）
第十一条 第四条から前条までに規定するもののほか、交付金の交付に関しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

2 肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第六条第二項に規定する期間内における肉豚の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第六条第一項に規定する期間内における肉用牛の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

第五条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品（指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。）の販売に関する計画（以下「年間販売計画」という。）を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域
ハ 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

第十二条 法第五条第一項の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 年間販売計画に記載する各月ごとの生乳又は特定乳製品（法第五条第一項に規定する特定乳製品をいう。以下同じ。）の販売予定数量を証する書類
二 第一号対象事業者（法第九条第一項に規定する第一号対象事業者をいう。以下同じ。）又は第二号対象事業者（第二号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。）にあつては、生乳の検査方法を証する書類

三 前二号に掲げる書類のほか、農林水産大臣が法第五条第三項の規定による通知をするかどうかの判断に關し必要と認める書類

1 生産者補給金の交付（年間販売計画、交付対象数量、実績報告等）

(1) 年間販売計画の提出

法第五条第一項においては、生産者補給交付金又は生産者補給金の交付を受けようとする対象事業者に、飲用牛乳向けと乳製品向けの生乳の需給調整の実効性が担保されるよう、年間販売計画の提出を求めている。当該提出については、別記様式第1号及び第2号により行うものとし、農林水産省生産局長が別に定める日までに提出するものとする。

二 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量
ホ 第九条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容へその他農林水産省令で定める事項

二 第二号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、
その代表者の氏名
ロ 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域
ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別
の販売予定数量
ニ その他農林水産省令で定める事項

三 第三号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、
その代表者の氏名
ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域
ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量
ニ その他農林水産省令で定める事項

(年間販売計画の記載事項)

第十三条 法第五条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該対象事業者が生乳の乳業者に対する販売を行う場合にあつては、第一号対象事業に係る生乳の用途別の販売予定価格
二 当該対象事業者が特定乳製品の製造を行う場合にあつては、次に掲げる事項
イ 第一号対象事業に係る特定乳製品の製造に係る施設及び当該施設についての設備に関する事項（特定乳製品の製造を委託する場合にあつては、当該委託の内容に関する事項）
ロ 第一号対象事業に係る特定乳製品の販売予定価格

2

法第五条第二項第二号ニの農林水産省令で定める事項は、第二号対象事業に係る生乳の用途別の販売予定価格とする。

- 3 法第五条第二項第三号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 第三号対象事業に係る特定乳製品の製造に係る施

農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に對し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度（以下「交付対象数量」という。）を通知するものとする。

設及び当該施設についての設備に関する事項（特定乳製品の製造を委託する場合にあつては、当該委託の内容に関する事項）
二 第三号対象事業に係る特定乳製品の販売予定価格

（年間販売計画の基準）

第十四条 法第五条第三項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 第一号対象事業者

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引又は特定乳製品の製造であると認められること。
ロ 年間販売計画に記載された販売予定数量の裏付けとなる根拠が明らかであると認められること。
ハ 生産者補給金の交付の業務が適正かつ確実に行われる」と認められること。

二 生乳の乳業者への販売に係る価格の約定に当たつては、販売価格を少なくとも加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定し、かつ、その約定において、代金の算定に係る加工原料乳の数量は、令第五条第二項の規定により都道府県知事が算出した同項第一号に掲げる数量（次号において「算出数量」という。）に基づくこととしていること。

ホ 当該第一号対象事業者が次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- (3) その他農林水産大臣が定める要件に該当する場合にあつては、特定乳製品の製造が適正かつ當該第一号対象事業者が特定乳製品の製造を行

確実に行わると認められること。

二 第二号対象事業者 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引であると認められること。
ロ 年間販売計画に記載された販売予定期数量の裏付けとなる根拠が明らかであると認められること。
ハ 生乳の乳業者への販売に係る価格の約定に当つては、販売価格を少なくとも加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定し、かつ、その約定において、代金の算定に係る加工原料乳の数量は、算出数量に基づくこととしていること。

二 当該第二号対象事業者が次のいずれにも該当しないものであること。
(1) 暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を

支配する者

(2) 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
(3) その他農林水産大臣が定める要件に該当する

者

三 第三号対象事業者（第三号対象事業を行う対象事業者をいう。以下この号において同じ。）次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 年間を通じた用途別の需要に基づく特定乳製品の製造であると認められること。
ロ 年間販売計画に記載された販売予定期数量の裏付けとなる根拠が明らかであると認められること。
ハ 特定乳製品の製造が適正かつ確実に行われると認められること。

二 当該第三号対象事業者が次のいずれにも該当しないものであること。
(1) 暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
(2) 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり

、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

(3) その他農林水産大臣が定める要件に該当する者

(2) 年間販売計画の基準

畜産經營の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「施行規則」という。）第14条に規定する年間販売計画の基準のうち、同条第1号イ、第2号イ及び第3号イの年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引又は特定乳製品の製造であると認められることの考え方については、最低限、年間の加工原料乳又は特定乳製品の販売予定総数量を12等分した数量の概ね2割を超えていることを基本とする。

(3) 年間販売計画の変更

対象事業者は、年間販売計画の内容に変更が見込まれるときは、別記様式第3号により年間販売計画変更書を農林水産大臣に提出することができる。ただし、次のいずれかに該当するときは、速やかに提出しなければならない。

① 対象事業を中止し、又は廃止しようとするととき

② 年間販売計画に記載した事項のうち、以下の事項に変更があるとき
ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 対象事業に係る生乳の生産される地域
ウ イ 生産者補給金の交付の業務の内容

(交付対象数量の算出)

第十五条 法第五条第四項の交付対象数量の算出は、同項に規定する総交付対象数量に、当該総交付対象数量が適用される会計年度において各対象事業者が提出した年間販売計画に記載された数量（農林水産大臣が適当と認めるものに限る。）の合計に占める当該対象事

4 交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「総交付対象数量」という。）を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間

販売計画に基づき算出するものとする。

5

農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 7 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域（次項において「計画記載地域」という。）が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容（同項の規定による通知をしたときにおける変更後の交付対象数量）を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

業者が提出した年間販売計画に記載された数量（農林水産大臣が適当と認めるものに限る。）の割合を乗じてするものとする。

（農林水産大臣への報告）

第十六条 法第五条第八項の農林水産省令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。
一年間販売計画に係る対象事業の実績として次に掲

げるもの

イ 生乳又は特定乳製品の販売数量

ロ 生乳又は特定乳製品の販売価格

二 年間販売計画に係る対象事業の実施に要した経費
法第五条第八項の規定による報告は、前項第一号に掲げる事項にあつては令第四条に規定する四半期の終了後遅滞なく、同項第二号に掲げる事項にあつては毎会計年度の終了後遅滞なく、行わなければならぬ。ただし、農林水産大臣が必要と認めて報告を要求した場合には、要求に従つて報告しなければならない。

(4) 農林水産大臣への実績報告、交付対象数量の

変更

法第5条第8項の規定による報告については、別記様式第4号及び第5号により行うものとする。農林水産大臣は、年間販売計画に記載の販売予定数量と、四半期ごとに報告された実績が大幅に乖離する際には、2割以上の乖離を目的として、生乳や乳製品の需給状況等を勘案しながら、必要に応じて、当該対象事業者に乖離の理由を記載した書類の提出を求めるものとする。この場合において、

① 計画に比べた実績の増加がやむを得ないと認められるときには、必要に応じ、総交付対象数量の範囲内で、当該年度の残期間に係る交付対象数量を追加するものとする。

やむを得ない例

.. 天候不順や食品事故等による
全國的な飲用牛乳の消費減退
販売している乳製品の当初の
想定以上の大ヒット
牧場新設、新規就農等による
年度途中からの生乳の取扱量
の増加
.. 抗生物質残留事故等による生
乳の取扱量の減少
地震、台風等の災害や疾病
等

② 計画に比べた実績の減少がやむを得ないと認められないときには、当該年度の残期間に係る交付対象数量を削減するものとする。
やむを得ない例
.. 地震、台風等の災害や疾病

等

(総交付対象数量)

第六条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

3 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第七条 農林水産大臣（第五条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合には、当該都道府県知事。次項において同じ。）は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

（加工原料乳の数量の認定の単位となる期間）
第四条 法第七条第一項の政令で定める期間は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間（次条第一項において「四半期」という。）とする。

(加工原料乳の数量の認定)

第五条 農林水産大臣（法第五条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合には、当該都道府県知事。第四項において同じ。）は、四半期ごと及び対象事業者（同条第三項の規定による通知を受けた対象事業者に限る。以下この条において同じ。）ごとに、当該四半期の各月につき第四項の規定により算出した加工原料乳の数量を合計した数量を、法第七条第一項の生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量として認定しなければならない。

2 都道府県知事は、毎月、当該都道府県の区域内の乳業工場（法第二条第四項第一号イに規定する乳業者が乳業を行う工場をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる数量を算出しなければならない。

この場合において、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（法第二条第二項の農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。以下この条において同じ。）には、そのいずれの部分にも、その月に当該乳業工場に生乳を搬入した者（当該乳業工場に他の乳業工場から生乳が搬入された場合における当該他の乳業工場を含む。）の搬入に係る生乳が、その月に当該乳業工場に搬入された生乳の総量に対する当該者の搬入に係る生乳の数量の割合に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場に搬入された生乳（当該乳業工場から他の乳業工場へ搬出されたものを除く。）のうち特定乳製品（法第五条第一項に規定する特定乳製品をいう。以下この項及び第十六条において同じ。）の製造のために当該乳業工場に搬入されたものであつて当該特定乳製品に係る加工原料乳と認められるもの（以下この項において「製造特定生乳」という。）以外のものには、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該乳業工場において処理又は加工をされた生乳（製造特定生乳を除く。）の数量に対する当該生乳のうちの加工原料乳と認められるものの数量（当該乳業工場で処理又は加工をされた後他の乳業工場へ売買によらず搬出され、当該他の乳業工場で特定乳製品に加工された生乳の数量を含む。）の割合に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場から他の乳業工場へ生乳が搬出された場合には、当該一の乳業工場に搬入された生乳のうち他の乳業工場から搬入されたものがまず搬出されたものとして算出するものとする。

- 一 その月に当該乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）であつて対象事業者が行つた対象事業に係るもの（当該乳業工場から他の乳業工場へ売買により搬出されたものを除く。）についての当該対象事業者ごとの加工原料乳の数量
- 二 その月に当該乳業工場に他の乳業工場から売買による搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの加工原料乳の数量

3

都道府県知事は、前項第一号に掲げる数量について当該都道府県知事が受けた法第五条第七項の規定による通知に係る対象事業者以外の対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を農林水産大臣（当該対象事業者について同項の規定による通知が他の都道府県知事にあつた場合にあつては、当該他の都道府県知事）に、前項第二号に掲げる数量について他の都道府県の区域内の乳業工場から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を当該他の都道府県の知事に、遅滞なく、通知しなければならない。

4 農林水産大臣は、毎月、対象事業者ごとに、第二項第一号に掲げる数量のうち当該対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量の合計数量に前項の規定により通知を受けた当該対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量の合計数量を加えて得た数量をもつて、その月に当該対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量とするものとする。

第六条 削除

2

農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量（その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合にあつては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量（当該数量が零を下回る場合には、零とする。））を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

（生産者補給金の単価）

第八条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される

生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

- 2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるよう配慮するものとする。
3 第六条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)
第九条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。)は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に対して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

(5) 生乳生産者への販売数量等の報告

(生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者への報告)

第十七条 法第九条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 その行う対象事業の実績として次に掲げるもの
イ 生乳又は特定乳製品の販売数量
ロ 生乳又は特定乳製品の販売価格
二 その行う対象事業の実施に要した経費

前項の規定により報告を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

5

第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）並びに第十六条第一項及び第二項において同じ。）の使用に係る電子計

（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第六条

法第九条第五項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする第一号対象事業者（同条第一項に規定する第一号対象事業者をいう。次項並びに第十六条第一項及び第二項において同じ。）は、次に掲げる方法とする。

一 第一号対象事業者の使用に係る電子計算機と、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下この条において「委託者等」という。）の使用に係る電子計

これらの報告は、対象事業者から生乳生産者に対する説明責任が十分に果たされることで、対象事業者にコスト削減のインセンティブが働き、酪農家の所得向上に資するよう規定しているものである。この趣旨を踏まえ、事業の実績に加え、乳業者等との乳価交渉が妥結したときには、遅滞なくその概要を生乳の生産者まで明らかにすることが望ましい。

法第9条第3項の数量、価格及び経費の報告については、生乳生産者が自らの生乳の代金とその販売等に係る諸経費がどのように構成されて生乳生産の対価を得たのかを把握できるよう、当該事業者に委託又は売渡しを行った者（以下「委託・売渡者」という。）から生産者に至るまでの、生乳代金の精算に併せて行うことが望ましい（報告に変更の必要がある場合も同様とする。）。

この報告にあたり、施行規則第17条第2号の対象事業の実施に要した経費については、生乳1キログラム当たりの生乳又は特定乳製品の集送に要した経費、販売に要した経費、検査に要した経費及びその他経費並びにそのうち生乳の生産者が負担する額を報告するものとする。

林水産省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

(第一号対象事業者の指定)

第十一条 都道府県知事(第五条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係

第二節 集送乳調整金の交付

二 磁気ディスク、シードイー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

三 記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

第一項各号に掲げる方法により記載事項を提供する場合には、委託者等に当該記載事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の委託者が確實に当該記載事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

、当該事項の提供の相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の承諾を得た第一号対象事業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

2

算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、又はロに掲げるものと委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

口 第一号対象事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルを電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該委託者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

3

2

1

- 22 -

る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

2 集送乳調整金の交付（第1号対象事業者の指定、集送乳調整金の交付）

(1) 第1号対象事業者の指定の要件の主な留意点
① 委託又は売渡しの申出を拒まないこと（法第10条第1項第2号）

生乳の取引が年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の施行規則第5条に規定する以下の正当な理由がある場合を除き、年間販売計画に記載の事業者が集乳を行う事業範囲の地域内で生産される生乳についての委託又は売渡しの申出を拒んではならない旨が定款その他の基本約款において定められていることを要件としている。

（正当な理由に関する指定の要件）

- 第十九条 法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。
- 一 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。
 - 二 当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること。
 - 三 短期間の例…飲用需要が減少する年末年始のみ等の条件とすること。
 - 四 当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を特定の用途の例…飲用牛乳向けのみを条件とするような場合
 - 五 特定の乳業者への販売のみを条件とするような場合
 - 六 等の条件とするような場合
- 四 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること。
- 統一的に定める基準の例…無脂乳固形分の含有比率等の乳成分、体細胞数等の生乳の品質に関する

三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域（
その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域
において一体として集送乳をすることが困難と認め

- 五 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。
- 六 当該委託又は売渡しの申出が、業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託の申出若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又は次条第一号から第三号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出であること。
- 七 当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行つたこと。
- 八 当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。
該当する場合の例…契約上明記された生乳生産に係る農薬等の使用の記録及び保管が適正に行われないため、事業者が改善を要求したにもかかわらず、依然として措置がとられない場合等

られる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域)を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

(2) 業務規程が基準に適合していること(法第10条第1項第4号)

事業者が定める業務規程が施行規則第20条に規定する基準に適合していることを要件としている

(業務規程に関する指定の要件)
第二十条 法第十条第一項第四号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法については、機構から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付することとしていること。

二 集送乳に係る経費の算定の方法については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行つた者間での平準化の措置がとられていること。

ア 集送乳に係る経費の平準化の措置(施行規則第20条第2号)

- ・ 集送乳に要した経費について、委託・売渡者間での平準化の措置をとることとするものである。
- ・ 平準化の実効性を担保するため、委託・売渡者に対する乳代の支払に当たつては、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準とすること(〃乳代のブール")が基本である。このため、例えば牧場所在地を基準として乳代を変えることはで

きない。

ただし、乳代について、本規定により、品質規格、特色ある生乳等の合理的な基準を考慮した算定の方法が否定されるものではない。

三 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る壳渡しを行う者と契約を締結するに当たつては、当該契約に係る生乳の一キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにすることとしていること。

四 前条各号に掲げる正当な理由に当たるものと除き、委託又は壳渡しを受ける条件を付していないと認められること。

イ 特定の条件を求める取引の禁止（施行規則第20条第4号）

特定の条件の例.. 生乳生産者に対し、全量委託又は全量壳渡しを求めること
生乳の受渡場所や数量について、生乳生産者に不利益を強要する条件をあらかじめ定めること 等

ウ

業務規程、契約のその他留意事項ア及びイのほか、業務規程及びその前提となる定款その他基本約款の留意事項等について別紙1のとおり示すこととするので、十分留意の上、定款その他基本約款及び業務規程の策定、個々の生乳販売契約、生乳取引契約の締結をされたいなお、業務規程に基づき締結される生

五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。
前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

(指定申請書及び業務規程の提出)
第二十一条 法第十条第二項の規定による指定申請書並びに定款その他の基本約款及び業務規程の提出は、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 生乳生産者団体につては、法第十条第三項に規定する議決をした総会の議事録の写し
二 当該第一号対象事業者が法第五条第二項第一号口の地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類その他都道府県知事(同号口)の地域が、都道府県の区域を超える第一号対象事業者にあつては、農林水産大臣)が法第十条第一項の規定によると指定をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

- ③ 指定申請に当たり添付書類を提出すること
- ・ 指定申請に当たつては、法第10条第2項

乳販売契約及び生乳取引契約は、公正かつ安定的な取引の実施や生産者補給金等の適正な執行の基礎となるものであることから、書面契約とするとともに、取引当事者は、契約上の権利の行使及び義務の履行を信義に従い誠実に行わなければならぬことについて十分留意の上、個々の契約を締結することが必要である。また、生乳生産者等との生乳販売契約については、個々の取引当事者間で協議し、合意した上で締結することが必要であり、合意があれば全量委託など様々な形態での契約が可能である(なお、全量委託契約又は全量完渡契約を強制した場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する可能性)。

において、定款その他基本約款及び業務規程の添付を求めているほか、施行規則第21条第2号において、指定に係る地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類等の提出を求めている。指定した以上は集送乳調整金が交付される制度であること、また、一度行った指定を解除した際に不利益を被るのは、集送乳調整金の交付先である生産者であることから、指定権者である農林水産大臣及び都道府県知事は、指定を行うに当たっては、これら添付書類により上記①及び②を確認するとともに、集送乳業務の確実な実施が担保され、申出を拒まないことが担保されていることを確認する必要がある。

集送乳調整金は、例えば、酪農家の牧場所在地が乳業工場から距離が遠い等により相対的に高い集送乳経費を要する区域を含め、指定地域内であまねく集送乳を行うことを確保するために交付するものであり、単に形式が整っているだけではなく、相対的に高い集送乳経費を要する区域を含めて確実にあまねく集送乳を行う者に交付するものである。

このため、特に、全部又は大部分の区域から集送乳を行う見込みが確実であることについては、指定申請に係る年度において、指定地域内の全部又は大部分の区域内の酪農家との契約又は取決めが行われており、かつ、当該契約又は取決めに係る集送乳に係る設備を有しているか、運送手段を有する者との業務提携等を行っていることにより確認するものとする。

決を経なければならない。

- ・ 第1号対象事業者の指定申請は、別紙2の様式により行うこととする。
・ 指定に当たつては、上記の集送乳調整金の趣旨を踏まえ、事業者の申請について、(1)に照らし、総合的に判断するものとする。

(指定の公示等)

第十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(業務規程の変更)

第十二条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの（次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。）は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定事業者は、業務規程を変更したとき（農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(業務規程の変更)

第二十二条 法第十二条第二項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更

2 法第十二条第二項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えて、届出書を提出してしなければならない。

- 一 理由書
- 二 新旧条文の対照表
- 三 指定生乳生産者団体（法第十二条第一項に規定する指定生乳生産者団体をいう。）にあつては、同項に規定する議決をした総会の議事録の写し

(指定の解除)

第十三条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のい

(指定の解除)

第八条 法第十三条第一項の規定による指定の解除は、

ずれかに該当するときは、政令で定めるところにより

、指定を解除しなければならない。

一 第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件

のいずれかに該当しないこととなつたとき。

二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが

判明したとき。

三 指定の解除の申出（指定生乳生産者団体にあつて

は、総会の議決を経てされたものに限る。）があつ

たとき。

都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれか

に該当するときは、政令で定めるところにより、指定

を解除することができる。

一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととな

つたとき。

二 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当

な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で

生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託

又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき

。三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の

交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたと

き。

第十一条の規定は、前二項の規定による指定の解除

について準用する。

（集送乳調整金の交付）
第十四条 機構は、指定事業者に対し、次条に定めると
ころにより、集送乳調整金を交付することができる。

（集送乳調整金の金額等）

第十五条 機構は、第七条第一項の政令で定める期間ご
と及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通
知に係る数量に、次項の規定により定められる集送乳
調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として
交付するものとする。
集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業
者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳

当該指定の解除の理由（当該指定の解除の理由が同項
第三号による場合を除く。）及びその解除の効力が生
ずべき日を示し、少なくともその日の三月前に、書面
により行わなければならない。

2 前項の規定は、法第十三条第二項の規定による指定
の解除について準用する。この場合において、前項中
「理由（当該指定の解除の理由が同項第三号による場
合を除く。）」とあるのは、「理由」と読み替えるも
のとする。

が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

(指定事業者による集送乳調整金の交付)

第十六条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても同様とする。

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

(指定乳製品等の輸入)

第十七条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品（以下「指定乳製品等」という。）を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

(法第十七条第一項の政令で定める乳製品)

第九条 法第十七条第一項の政令で定める乳製品は、次に掲げるもののうち、指定乳製品以外のものとする。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第一〇四・〇二項に掲げるもの（第一〇四〇二・九一号及び第一〇四〇二・九九号の一の（一）に掲げるものを除く。）

二 関税定率法別表第一〇四〇三・九〇号の一に掲げるもの（バターミルクパウダーその他の固形状のものに限る。）

三 関税定率法別表第一〇四〇四・一〇号の一に掲げるもの

四 関税定率法別表第一〇四・〇五項に掲げるもの

(集送乳調整金の交付)

第二十三条 法第十六条第二項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者による集送乳調整金の交付は、当該交付を受けた者に集送乳調整金を交付した指定事業者が業務規程で定める方法に準じて行うものとする。

政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の五第二項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

との間の貿易協定附属書I第B節第二款2(a)、(f)、(g)、(x)、(y)、(z)若しくは(aa)又は包括的な経済上の連携に関する日本とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定第二章附属書二-A第三編第A節1(a)、(g)、(h)、(kk)若しくは(l)の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入するとき。

（法第十八条第二項の政令で定める用途）

第十一條 法第十八条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

| 全ての指定乳製品等 | 国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売 |
|----------------|---|
| バター及びバターオイル並びに | 沖縄県の区域内における還元乳の製造 |
| 脱脂粉乳 | 沖縄県の区域内における還元乳の製造 |
| バター及びバターオイル | 沖縄県の区域内の乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造 |
| 脱脂粉乳 | 沖縄県の区域内における還元乳の製造 |
| バター及びバターオイル | 沖縄県の区域内における還元乳の製造 |
| 脱脂粉乳 | 沖縄県の区域内における還元乳の製造 |

（契約に基づく機構への売渡しを要しない場合）

第二十四条 法第十八条第二項の農林水産省令で定める場合は、指定乳製品等（法第十七条第一項に規定する指定乳製品等をいう。以下同じ。）であつて法第十八条第二項に規定するものについて、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十二条において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十条の三第一項の規定により関税の徴収が行われない場合とする。

幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間に於いて授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用

| | | |
|--|--|--|
| <p>4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。</p> <p>5 前項の機構の承諾に関する必要な事項は、政令で定める。</p> | <p>3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。</p> | <p>（輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額）</p> <p>第十九条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|-------------------|---|
| <p>（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）</p> <p>第十二条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、法第十八条第三項の規定による申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第二十条第三項の規定により担保を提供させることが必要であると認め、その旨を当該申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく）、当該申込みに対し承諾しなければならない。</p> | <p>ホエイ及び調製ホエイ</p> | <p>乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳又は調製液状乳の製造</p> |
|--|-------------------|---|

製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十条 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十一条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けたつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対する前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(担保の提供)

第十三条 法第二十条第三項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- 一 金銭
 - 二 国債及び地方債
 - 三 機構が指定する社債（特別の法律により法人が発行する債券を含む。）
 - 四 機構が確実と認める保証人の保証
- 2 前項第二号及び第三号に掲げる担保の価額は、機構の定めるところによる。

（輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額）
第二十一条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十八条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものではある場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(加算額の減額)

第二十五条 法第二十一条第二項の規定により、同条第一項の規定により加算する額（次項において「加算額」という。）につき減額することができる額は、同条第一項の農林水産大臣が定めて告示する金額に変質による価値の減少に基づき当該指定乳製品等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合を乗じて得た額に、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額とする。

2 法第二十一条第二項の規定により加算額の減額を受

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十九条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十六条 法第十八条第二項の規定による契約に基づく売渡しに係る指定乳製品等についての法第二十二条において準用する法第十九条の規定による機構の買入の価額は、当該指定乳製品等について輸入申告がされた価額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

(契約に基づき売り渡される指定乳製品等の買入れの額)

けようとする者は、法第十八条第三項の申込書の提出の際に、変質の原因及び程度並びに減額を受けようとする額及びその計算の基礎を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

(一般競争入札等の方法による売渡しに係る売渡予定価格)

第二十七条 第二十五条の規定は、法第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第二十二条において準用する法第二十一条第一項」と、「告示する金額」とあるのは、「告示する金額(消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除く。)」と、「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額」とあるのは、「当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額」と、同条第二項中「法第十八条第三項の申込書の提出の際」とあるのは、「当該指定乳製品等の売渡しの前」と読み替えるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第二十三条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めることにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合には、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

2

(価格)

第十四条 機構は、法第二十三条本文及びただし書の規定による売渡しをしようとするときは、当該売渡しに係る指定乳製品等について、売渡予定価格を定めなければならない。
前項の売渡予定価格は、法第二十三条第一号に掲げる場合に該当して売り渡される指定乳製品にあつては

- 一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。
- 二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第二十四条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合

二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

三 その他農林水産省令で定める場合

第二十五条 機構は、次の場合には、第二十三条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第二十三条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

二 第二十三条の規定による売渡しを受ける旨の申込

その品質、受渡場所、保管期間、保管費用、需給事情及び時価並びに物価その他の経済事情を勘案して定めるものとし、その他の指定乳製品等にあつてはその品質、受渡場所、保管期間、保管費用及び買入価格、指定乳製品の需給事情及び時価並びに物価その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

(特別売渡しに係る売渡予定価格)

第十五条 法第二十四条の規定による売渡しに係る売渡予定価格は、時価を下回らないよう定めなければならない。ただし、整理のためその他特別の必要があるため農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるところにより売渡す場合は、この限りでない。

(特別売渡しの数量基準)

第二十八条 法第二十四条第一号の農林水産省令で定める数量は、指定乳製品の種類ごとに、当該事業年度における当該指定乳製品の国内生産予想量の十二分の一に相当する数量とする。

(特別売渡しの期間基準)

第二十九条 法第二十四条第二号の農林水産省令で定める期間は、一年とする。この場合において、法第二十六条の規定による交換によつて機構が取得した指定乳製品等の保管期間の計算については、交換前の当該指定乳製品等の保管期間は交換後の当該指定乳製品等の保管期間に通算するものとする。

(特別売渡しができるその他の場合)

第三十条 法第二十四条第三号の農林水産省令で定める場合は、管理上の必要がある場合及び農林水産大臣が指定する用途に供する場合とする。

みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(指定乳製品等の交換)

第二十六条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第五章 雜則

(指導及び助言)

第二十七条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第二十八条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告の微収及び立入検査)

第二十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肉用牛若しくは肉豚の生産者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、

第十六条 農林水産大臣は、次の表の上欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項について、法第二十九

加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者（これらの者が

直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

条第二項の規定により報告をさせることができる。

| 特定乳製品の生産者 | 特定乳製品の販売 | 指定乳製品等の輸入業者 | 法第五条第一項の規定により同項に規定する年間販売計画を提出した対象事業者 | 法第五条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事があつた場合を除く。以下この表 |
|---|---|---|---|---|
| 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品（機構の委託を受けた輸入業者が当該委託により輸入したもの）を除く。以下この表において同じ。）の輸入数量及び販売数量 乳製品の買入価格、その輸入に要した費用及び販売価格 乳製品の販売時期 当該年間販売計画に記載された内容に関する事項 法第五条第八項の規定により報告された内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況 | 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品（機構の委託を受けた輸入業者が当該委託により輸入したもの）を除く。以下この表において同じ。）の輸入数量及び販売数量 乳製品の買入価格、その輸入に要した費用及び販売価格 乳製品の販売時期 当該年間販売計画に記載された内容に関する事項 法第五条第八項の規定により報告された内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況 | 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品（機構の委託を受けた輸入業者が当該委託により輸入したもの）を除く。以下この表において同じ。）の輸入数量及び販売数量 乳製品の買入価格、その輸入に要した費用及び販売価格 乳製品の販売時期 当該年間販売計画に記載された内容に関する事項 法第五条第八項の規定により報告された内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況 | 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品（機構の委託を受けた輸入業者が当該委託により輸入したもの）を除く。以下この表において同じ。）の輸入数量及び販売数量 乳製品の買入価格、その輸入に要した費用及び販売価格 乳製品の販売時期 当該年間販売計画に記載された内容に関する事項 法第五条第八項の規定により報告された内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況 | 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用 生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品（機構の委託を受けた輸入業者が当該委託により輸入したもの）を除く。以下この表において同じ。）の輸入数量及び販売数量 乳製品の買入価格、その輸入に要した費用及び販売価格 乳製品の販売時期 当該年間販売計画に記載された内容に関する事項 法第五条第八項の規定により報告された内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況 |

| | | | |
|------------|--|--|--------------------------------------|
| 指定事業者による委託 | 大臣対象事業者(第一号対象事業者に限る。)の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者 | 大臣対象事業者(第一号対象事業者に限る。)の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者 | 当該委託又は売渡しをした生乳の数量、生産者補給金の受領又は交付の状況 |
| 状況 | 集送乳調整金の受領又は交付の状況 | 定款その他の基本約款及び業務規程(法第十条第一項第四号に規定する業務規程をいう。次項において同じ。)に記載された内容に関する事項 | 当該委託を受けた生乳の数量、販売価格その他当該委託に係る業務の実施の状況 |

| 2 同表の下欄に掲げる事項について、法第二十九条第一項の規定により報告をさせることができる。ただし、特定乳製品の生産者及び販売業者に対しては、第五条第二項各号の数量を算出するため必要がある場合その他農林水産省令で定める場合に限る。 託又は売渡しをした者 | |
|--|---|
| 都道府県知事は、次の表の上欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項について、法第二十九条第一項の規定により報告をさせることができる。ただし、特定乳製品の生産者及び販売業者に対しては、第五条第二項各号の数量を算出するため必要がある場合その他農林水産省令で定める場合に限る。 | 特定乳製品の生産者 |
| 知事対象事業者（第一号対象事業者）によるものに限る。）の行う | 生乳の搬出入数量その他の生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他の生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用 乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用 |
| 道府県知事への通知があつた場合における「知事対象事業者」という | 法第五条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合に限る。以下この表において「知事対象事業者」という） |
| 生産者補給金の受領又は交付の | 法第五条第八項の規定により農林水産大臣から通知を受けた内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況 |

1

託又は売渡しをし

都道府県知事は、次の表の上欄に掲げる者に對し、同表の下欄に掲げる事項について、法第二十九条第二項の規定により報告をさせることができる。ただし、特定乳製品の生産者及び販賣業者に對しては、第五条第二項各号の数量を算出するため必要がある場合その他農林水産省令で定める場合に限る。

(都道府県知事が報告をさせる)ことができる場合

第三十一条 令第十六条第一項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 法第十条第一項の規定による指定事業者の指定を行ふに当たつて必要と認められる場合

二 法第十条第一項第三号の規定により農林水産大臣から意見を求められた場合

三 都道府県知事が報告をさせるとすれば、農林水産大臣が報告をさせる場合よりも効率的に行われると認められる場合であつて、農林水産大臣が必要と認める場合

| 対象事業に係る委託又は売渡しをした者 | 知事対象事業者（生乳生産者団体であるものに限る。）からその行う生乳受託販売に係る委託を受けた全国の区域を地区とする農業協同組合連合会 | 当該委託を受けた生乳の数量、販売価格その他当該委託に係る業務の実施の状況 |
|---|--|--------------------------------------|
| 3 農林水産大臣は、第一項の規定により同項の表の上欄に掲げる者に報告をさせた場合において、必要があると認めるときは、法第二十九条第二項の規定により、その職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができること | 法第十条第一項に規定する指定事業者（法第五条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超えるものを除く。以下この表において同じ。） | 定款その他の基本約款及び業務規程に記載された内容に関する事項 |
| 4 都道府県知事は、第二項の規定により同項の表の上欄に掲げる者に報告をさせた場合において、必要があると認めるときは、法第二十九条第二項の規定により、その職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができること | 指定事業者の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者 | 集送乳調整金の受領又は交付の状況 |

(報告)

3

農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

4

第一項及び第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5

第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5

都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者若しくは販売業者に報告をさせ、又は前項の規定によりこれらの者に対して立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

第三十二条

令第十六条第五項の規定による報告は、次に掲げる事項について、遅滞なくしなければならない。

- 一 報告を求め、又は立入検査をした特定乳製品の生産者又は販売業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び所在地）
- 二 報告を求め、又は立入検査をした年月日
- 三 徴収した報告の内容又は立入検査の結果
- 四 その他参考となる事項

（事務の区分）

第三十条 第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一项（第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（事務の区分）

第十七条 第五条第一項から第三項まで及び前条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十一条 偽りその他不正の手段により機構から交付金又は生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第三十二条 第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十四条 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。